令和5年議員提出議案第3号

江南市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び江南市議会会議規則(昭和50年議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出します。

令和5年5月18日提出

江南市議会議長

宮 地 友 治 様

提出者

稲山明敏財大大ま大ままナ元元元

提案理由

この案を提出するのは、江南市議会議員の定数を定める条例の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

江南市議会委員会条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項中「8人」を「6人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江南市議会委員会条例の規定は、令和 5年5月18日から適用する。

(参 考)

江南市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表

新	旧
(常任委員の所属、常任委員会の名称、	(常任委員の所属、常任委員会の名称、
委員定数及びその所管)	委員定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所	2 同左
管は、次のとおりとする。	
名称 定数 所管事項	名称 定数 所管事項
建設産業委員会の項及び厚生文教委員	建設産業委員会の項及び厚生文教委員
会の項 (略)	会の項 (略)
総務委員会 6人 (略)	総務委員会 8人 (略)